

2023年(令和5年)

1 / 10

No. 1263

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人

発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎ (03) 3359-6251 (代表)

☎ (03) 3359-4134 (総務部広報・情報G)

《ホームページアドレス》<https://www.totokyo.or.jp/>



新春特集

令和4年度「トラックの日」
児童絵画作品コンテスト入賞作品 6～7面



年頭所感

一般社団法人
東京都トラック協会
会長 浅井 隆



明けましておめでと
うございます。会員事業者
の皆様をはじめ関係各位
には、平素から格別のご
高配を賜り、厚く御礼申
上げます。令和5年の
新春を迎え、謹んでご挨拶
を申し上げます。

さて、昨年は、世界情
勢に大きな影響を与える
衝撃的な出来事が起こつ
た年となりました。

海外では、年初にロシ
アがウクライナに軍事侵
攻して多くの尊い命が失
われ、現在も戦闘
が続いています。

国内では、夏の参
議院選の応援演説
中に安倍元首相が
凶弾に倒れるとい
うショッキングな事件が
発生しました。一方で、
昨年末にカタールで開催
されたサッカーワールド
カップでは、日本代表チ
ームが強豪国に相次いで
勝利し、国中が歓喜に沸
くといった明るい話題も
ありました。

しかしながら、新型コ
ロナウイルス感染症は依
然として予断を許さない
状況にあり、現在も感染
対策が必須となっており
ます。そのような中でも
感染リスクを抱えながら
働き続けております「エッ
センシャルワーカー」で
あるドライバーをはじめ
としたトラック運送従事
者の皆様に敬意を表する
とともに、心から感謝申
上げます。

トラック運送事業は、
生活と経済のライフライ
ンとして、都民生活や産
業活動の維持・発展に欠
くことのできないもので
す。新型コロナウイルス
感染症によって私たちの
生活様式や国内外の産業
構造が大きく変化した
今、その存在価値と重要
性は一層高まっています。
その一方で、トラック
運送業界は多くの課題
に直面しております。

昨今、世界情勢不安を
契機とした燃料価格の高
騰やその後の物価高は、
コロナ禍で苦境に立たさ
れたトラック運送事業者
の経営をさらに圧迫し、
事業の存続が危ぶまれる
事態となっています。

また、令和2年4月に
告示された「標準的な運
賃」は、安定した事業経
営と持続可能なトラック
輸送のための土台となる
ものですが、告示が新型
コロナウイルス感染拡大
の時期と重なったことも
あり、事業者による活用
や荷主への浸透は未だ十
分とは言えません。

さらには、慢性的な労
働力不足や少量・多品種・
多頻度輸送の増加などを
背景とした長時間労働が
懸念されている自動車運
転業務に対して、現在猶
いたします。

「標準的な運賃」に関
しては、会員事業者によ
る届け出と積極的な活用
を促進して、適正な運賃・
料金が収受できる取引環
境の整備を図るととも
に、燃料価格の高騰によ
るコストの上昇分を別建
ての運賃として設定する
燃料サーチャージ制の導
入を支援し、荷主に対し
て理解と協力を求めてま
いります。

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

会員・支部・本部が三位一体で

諸課題解決に取り組む

諸課題解決に取り組む

構造が大きく変化した
今、その存在価値と重要
性は一層高まっています。
その一方で、トラック
運送業界は多くの課題
に直面しております。

昨今、世界情勢不安を
契機とした燃料価格の高
騰やその後の物価高は、
コロナ禍で苦境に立たさ
れたトラック運送事業者
の経営をさらに圧迫し、
事業の存続が危ぶまれる
事態となっています。

また、令和2年4月に
告示された「標準的な運
賃」は、安定した事業経
営と持続可能なトラック
輸送のための土台となる
ものですが、告示が新型
コロナウイルス感染拡大
の時期と重なったことも
あり、事業者による活用
や荷主への浸透は未だ十
分とは言えません。

さらには、慢性的な労
働力不足や少量・多品種・
多頻度輸送の増加などを
背景とした長時間労働が
懸念されている自動車運
転業務に対して、現在猶
いたします。

「標準的な運賃」に関
しては、会員事業者によ
る届け出と積極的な活用
を促進して、適正な運賃・
料金が収受できる取引環
境の整備を図るととも
に、燃料価格の高騰によ
るコストの上昇分を別建
ての運賃として設定する
燃料サーチャージ制の導
入を支援し、荷主に対し
て理解と協力を求めてま
いります。

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

改正されたことを受
け、本年は改正改善基準
告示の周知とともに、長
時間労働の是正や取引環
境の改善など、トラック
ドライバーの勤務実態の
把握と労働時間の厳格な
管理を進めつつ、事業者
による働きやすい職場づ
くりを全面的にバックア
ップする体制を構築して
まいります。

昨年は、新型コロナウイルス
の感染抑制と経済
活動の両立が図られ、社
会生活が活性化したこと
もあってか、警視庁管内
における事業用貨物自動
車に関する死亡事故発
生状況は、残念ながら総
件数、会員関係、会員の
第一当事者件数とも一昨
年より大幅に増加してし
まいました。

本年は、さらなる交通
事故防止の徹底に向けて
の決意を新たにしてい
るところで
す。春・秋の全国
交通安全運動期間
中など、今後も交
通安全等に係るイ
ベントでは密となる状況
を回避しつつ広報啓発に
取り組むとともに、貨物
輸送の安全のための施策
を継続して実施してい
ます。

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

東 京 都 トラック協会
会長 浅井 隆

「一般社団法人
東京都トラック協会」

名譽会長 星野良三

名譽会長 千原武美

会 長 浅井 隆

副会長 水野 功

副会長 原 玲子

副会長 竹内 政司

副会長 鎮目 隆雄

副会長 内宮 昌利

副会長 森本 勝也

副会長 原島 藤壽

副会長 松原 伸行

副会長 鈴木 隆志

副会長 大高 一義

令和5年 今年もよろしくお願ひ申し上げます

「一般社団法人
東京都トラック協会」

千代田支部長 田中敏之

中央支部長 澤 幡 淳

港支部長 坂田生子

品川支部長 中山勝彦

大田支部長 菊池正浩

渋谷支部長 三村偉一郎

世田谷支部長 種子田清志

目黒支部長 土屋秀明

新宿支部長 大島弥一

中野支部長 緋田政人

杉並支部長 西 昌 誠

文京支部長 星野 康

豊島支部長 村上雅英

板橋支部長 篠崎 眞

練馬支部長 佐久間恒好

北支部長 北澤 聡

台東支部長 松本有司

深川支部長 高取言彦

城東支部長 浅野利幸

墨田支部長 香川省司

江戸川支部長 八武崎秀紀

葛飾支部長 鈴木 貢

荒川支部長 下川 芳延

足立支部長 鳥ノ海 学

多摩支部長 笠原史久

専務理事 山崎 正

常務理事 宮城 俊弥

常務理事 齋藤 康

本部・支部職員一同

八丈島支部長 石井英明

三宅島支部長 宮下隆三郎

「一般社団法人
東京都環境保全協会」

会 長 津島 英世

「一般社団法人
全国物流ネットワーク協会」

会 長 森 日出男



関東運輸局長
新田 慎二

新年おめでとうござい
ます。

年頭にあたり新春の御
挨拶を申し上げます。

交通・運輸・観光事業
者の皆様におかれまして
は、新型コロナウイルス
感染症の影響の長期化お
よび燃料価格の高止まり
など厳しい社会・経済環
境が続くなか、安心・安
全なサービスを提供する
ため日々最前線でご尽力
を賜り、心から敬意と感
謝を申し上げます。

交通・運輸・観光事業
者の皆様におかれまして
は、新型コロナウイルス
感染症の影響の長期化お
よび燃料価格の高止まり
など厳しい社会・経済環
境が続くなか、安心・安
全なサービスを提供する
ため日々最前線でご尽力
を賜り、心から敬意と感
謝を申し上げます。



東京運輸支局長
尾崎 行雄

新年おめでとうござい
ます。

年頭にあたりご挨拶を
申し上げます。

交通・運輸事業者の皆
様方には、社会を支える
「エッセンシャルワーカ
ー」として新型コロナウイルス
感染症の感染拡大
防止を図りながら、献身
的に事業を継続いただい
ていることに、心から敬
意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感
染症の最初の感染確認か
ら3年近くが経ち、その
間の人流抑制や新たな生
活様式の定着、現在でも
新たな変異株が出現する
など収束の見通しが立て
難いこと等により、特に
交通・運輸・観光の各分
野における事業活動は多
大な影響を受け、事業者
の経営環境は引き続き厳
しい状況が続いています。

より、関東の交通・運輸・
観光が直面する課題への
対応について積極的に取
り組んでまいります。

以下、関東運輸局が取
り組む主要施策について
申し上げます。

第一に関東運輸局にお
ける新型コロナウイルス
感染症および燃料価格高
騰への対応です。

物流事業につきましては
は、倉庫業界の動向を把
握しながら、引き続き、
コロナウイルス感染症拡
大防止の徹底に努めると
ともに、物流機能の維持・
確保について適切に対応
してまいります。

また、感染症や燃料高
騰等の影響を受けて、地
方公共団体においても、
地方創生臨時交付金も活
用しながら事業者への
様々な支援策が講じられ
てきており、関東運輸局
としても、引き続き地方
公共団体との連携を一層
深めつつ、事業者の取り
巻く状況を丁寧に把握し
ながら、必要な支援が図
られるよう取り組んでま
いります。

第二に運輸事業の生産
性の向上および労働力の
確保対策の推進です。

人口減少が進む中で経
済成長を図るには、生産
性の向上が不可欠です。
運輸事業においては、労
働者不足も深刻であり、
また、働き方改革も求め
られていることから、生
産性の向上が急務の課題
です。

物流を取り巻く状況に
ついては、新型コロナウイルス
感染症の拡大によ
る消費行動の変化を受け
て、通信販売の急速な利
用拡大等による輸送の小
口化・多頻度化が進む一
方、トラックドライバー
不足が深刻化しており、
こうした社会環境の変化
に対応しサステイナブル
な物流を実現することが
喫緊の課題です。

令和5年 新年のあいさつ

政府として講じている支
援策を活用し、事業継続
や経営改善の取り組みに
対し引き続き支援してま
いります。

また、感染流行の影響
に加え、燃料価格高騰に
よる経費増加の動向等
にも注視し、安全・安心の
確保はもとより、東京の
交通・運輸・観光が直面
する様々な課題への対応
や、Withコロナ・アフ
ターコロナを見据えた
各施策に積極的に取り組
んでまいります。

以下、具体の施策につ
いて申し上げます。

1. 交通の安全・安心の
確保と災害対応

安全・安心の確保は交
通政策の基本であり、ま
た運輸事業の最優先課題
です。東京運輸支局とい
たしましては、事業者の
皆様が、経営トップから
現場まで一丸となった安
全管理体制を構築し、安
全文化の定着と浸透がよ
り深まるための一助とな
りますよう、運輸安全マ
ネジメント評価の着実な
実施に取り組んでまい
ります。

さて、自動車運送事業
への安全対策についてで
すが、管内の事故の状況
については、事故件数、
死亡事故件数ともに減
少傾向にあるものの、減
少ペースが鈍化してお
り、「事業用自動車総合
安全プラン2025」を
踏まえた「関東地域事業
用自動車交通事故削減目
標」の達成が厳しくなり
つつあることから、実態
に即した安全施策を策定
し、バス、タクシー、トラ
ック等の各業界とともに
官民総力を挙げて事故防
止の取り組みを推進して
まいります。

また、自動車運送事業
の輸送の安全・安心の確
保には、法令遵守の徹底
が不可欠であり、重大か
つ悪質な法令違反の疑い
がある者に対して、より
集中的な監査の実施と厳
格な処分等により法令違
反の早期是正を促し、な
お、是正・改善しない者
にあつては、事業の停止
処分や事業許可の取消処
分とするなど、引き続き
厳しい措置を講じ、実効
性のある監査・処分等
を行ってまいります。

災害対応につきましては
は、首都直下地震や南海
トラフ地震をはじめ、大
型台風、火山噴火、大雪
など、大きな自然災害が
発生した場合には、交通
に大きな影響が出るこ
とが懸念されます。首都東
京においては、特に、公
共交通の利用者の安全や
代替輸送の確保、帰宅困
難者対策、外国人旅行者
の保護、支援助物資輸送、
津波対策等の対応が求め
られます。

具体的には、鉄道、自
動車、海運各分野および
各事業者の実態を考慮し
た評価を引き続き実施す
ることに加え、制度の理
解および浸透を目的とし
たセミナーも開催し、各
事業者の安全風土の醸成
および交通の安全確保に
関する環境作りに取り組
んでまいります。

自動車の運送事業への安
全対策についてですが、
管内の事故の状況につい
ては、事故件数、死亡事
故件数とともに減少傾向
にあるものの、減少ペー
スが鈍化しており、「事
業用自動車総合安全プ
ラン2025」を踏まえた
「関東地域事業用自動車
交通事故削減目標」の達
成が厳しくなりつつある
ことから、実態に即した
対応が求められます。

そのため、自動車運送
事業者による働き方改革
の取り組みを「見える化」
した「働きやすい職場認
証制度」について、より
高い水準への移行を促進
する「二つ星」が新たに
昨年の12月より導入され
たところ。東京運輸
支局として、引き続き
制度の普及と認証事
業者の周知を進めてま
いります。

また、就労者数の少な
い若年層や女性に対し
て、自動車運送者を就職
の選択肢として、先の一
歩として、高専・短大等
の訪問活動や関東運輸局
ホームページに開設した運
転者雇用促進のためのポ
ータルサイトにより、自
ら進めてまいります。

具体的には、鉄道、自
動車、海運各分野および
各事業者の実態を考慮し
た評価を引き続き実施す
ることに加え、制度の理
解および浸透を目的とし
たセミナーも開催し、各
事業者の安全風土の醸成
および交通の安全確保に
関する環境作りに取り組
んでまいります。

自動車の運送事業への安
全対策についてですが、
管内の事故の状況につい
ては、事故件数、死亡事
故件数とともに減少傾向
にあるものの、減少ペー
スが鈍化しており、「事
業用自動車総合安全プ
ラン2025」を踏まえた
「関東地域事業用自動車
交通事故削減目標」の達
成が厳しくなりつつある
ことから、実態に即した
対応が求められます。

具体的には、鉄道、自
動車、海運各分野および
各事業者の実態を考慮し
た評価を引き続き実施す
ることに加え、制度の理
解および浸透を目的とし
たセミナーも開催し、各
事業者の安全風土の醸成
および交通の安全確保に
関する環境作りに取り組
んでまいります。

自動車の運送事業への安
全対策についてですが、
管内の事故の状況につい
ては、事故件数、死亡事
故件数とともに減少傾向
にあるものの、減少ペー
スが鈍化しており、「事
業用自動車総合安全プ
ラン2025」を踏まえた
「関東地域事業用自動車
交通事故削減目標」の達
成が厳しくなりつつある
ことから、実態に即した
対応が求められます。

具体的には、鉄道、自
動車、海運各分野および
各事業者の実態を考慮し
た評価を引き続き実施す
ることに加え、制度の理
解および浸透を目的とし
たセミナーも開催し、各
事業者の安全風土の醸成
および交通の安全確保に
関する環境作りに取り組
んでまいります。

自動車の運送事業への安
全対策についてですが、
管内の事故の状況につい
ては、事故件数、死亡事
故件数とともに減少傾向
にあるものの、減少ペー
スが鈍化しており、「事
業用自動車総合安全プ
ラン2025」を踏まえた
「関東地域事業用自動車
交通事故削減目標」の達
成が厳しくなりつつある
ことから、実態に即した
対応が求められます。

令和5年 年頭のあいさつ

東京都都市整備局長
福田 至

新年あけましておめでとうございます。

東京都トラック協会並びに会員の皆様方には、平素から東京の産業・経済の発展や都民生活を支える原動力としてご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス

警視庁交通部長
今村 剛

あけましておめでとうございます。

令和5年の新春にあたり、謹んでお慶び申し上げます。

皆様方には、平素から交通安全活動はもとより、警察行政の各般にわたりまし

東京労働局長
辻田 博

新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

一般社団法人東京都トラック協会並びに会員の皆様方には平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる世界的パンデミックも3

ルス変異株の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻等により、社会経済や都民生活に大きな影響を受けた年でした。貴協会をはじめトラック業界の皆様におかれましては、こうした状況下においても、物流・運送サービスを通じて物流機能の維持にご尽力いただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。都といったしましても、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、様々な施策を行ってお

りますので、引き続き、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

貴協会では、感染症の影響が続く中、トラック輸送の安全・安心の確保を踏まえた会員事業者支援に取り組まれるとともに、グリーン・エコプロジェクト活動の支援等の環境対策や、女性ドライバーの確保推進にも取り組まれるなど、様々な課題に対応されております。今後も感染症の動向を注視しつつ、持続可能な物

流の取組についても、引き続き推進していただくことを期待しております。

さて、都では、物流を支える重要な輸送基盤である、高速道路、骨格幹線道路及び補助幹線道路の整備を進め、経路選択の自由度の高い道路ネットワークを形成することで、平時災害時ともに移動の円滑化を図ることが重要と考えており、都市計画道路の整備や連続立体交差事業の推進などに、今後も積極的に取り組

組んでまいります。

また、現在都では、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者の皆様に対して、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業を実施しております。本事業の申請は令和5年2月15日までとなっておりますので、会員の皆様方へのご周知に、引き続きご協力をお願いいたします。

未筆となりましたが、貴協会並びに会員の皆様方へのご発展とご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

て、深い御理解と御支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

交通の安全と円滑の確保は、都民・国民が平穩に生活し、社会が発展する上で、必要となる最も基本的な事項の一つであることから、警視庁では都民を交通事故の脅威から守り、安全で快適な交通社会を実現するため、自治体、関係団体等と連携して、子供や高齢者等の安全確保や飲酒運転

根絶などの各種交通事故防止対策を推進してまいりました。

もちろん、このような対策は、警察だけの力で成し得るものではありません。東京都トラック協会をはじめ運輸事業者関係者の皆様方には、事業所における交通安全防止のみならず、それぞれの地域におきまして、積極的に様々な交通安全活動に取り組んでいただいていることに対して、改

めて、心から敬意と謝意を表する次第です。

昨年の都内の交通情勢について申し上げますと、交通事故死者数は132人と戦後最少となりましたが、子供が被害者となる交通事故や飲酒運転などの悪質危険な違反行為による死亡事故も依然として発生しております。また、交通事故が増加傾向にある自転車や新たな交通手段である電動キックボード等について

も、交通秩序を確立する必要があると考えています。

警視庁といたしましては、昨年に引き続き「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに、交通ルールの周知や取締りの推進等、交通事故の絶無に向けた諸対策を強力に推進してまいります。

皆様方におかれましては、首都東京の交通安全が確保されるよう、これまで培われてきた豊富な知識と

年が経過しウィズコロナの新たな段階への移行が進む中、各種施策の効果もあつて、引き続き景気が持ち直しをしていくことが期待される一方、物価高・円安による経済への影響も懸念されるところです。

こうした中、トラック業界においては、人手不足が深刻化しており、自動車運転者の有効求人倍率は依然として高い状況が続いているところとです。

「自動車運転者の業務」につきましては、令和6年

4月から時間外労働の上限規制が適用となります。また、改善基準告示が昨年12月に改正され、時間外労働の上限規制と同じ令和6年4月から適用となります。

東京労働局においては、運送業における上限規制等の円滑な適用に向けて、荷主も含めた業界全体に対する総合対策を実施してまいります。

具体的には、引き続き、長時間労働解消に向けた事業主の皆様への取組をしっかりと支援していくとともに、

個別の荷主企業に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう配慮を要請する取組を行うことと

また、引き続き、貴会や東京運輸支局と連携して「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」を開催し、取引環境改善に努めてまいります。

さらに、陸上貨物運送事業における労働災害は増加傾向にあります。本年も貴会や荷主等の関係団体の皆

様と協力しながら、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知など、労働災害防止に向けた各種取組を推進してまいります。

これに加え、都内7か所のハローワークに設置されている人材確保・就職支援コーナーを通じて人材確保の取組についても推進してまいります。

こうした施策の推進にあたっては、一般社団法人東京都トラック協会の皆様方との一層の連携が不可欠な

ものと考えておりますので、貴会並びに会員の皆様への引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、貴会の益々の御発展、会員の皆様の御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和5年1月10日

東京都都市整備局長 福田 至

警視庁交通部長 今村 剛

東京労働局長 辻田 博



天然ガストラックは物流のエネルギーセキュリティ向上と大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



エネルギー・フロンティア
TOKYO GAS

NGV 事業室

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

Tel.03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/>



東ト協 年度第2回 事前講習会

東京都トラック協会は、令和5年1月28日と2月4日、令和4年度第2回「運行管理者試験事前講習会」を実施する。

受講対象は東ト協会員事業者の都内営業所に所属し、今年度第2回運行試験(貨物)2月18日、3月19日実施の受験予定者。

講習会は2コース実施し、各コースとも時間は午前8時50分〜午後4時30分、会場は東ト総合会館7階大会議室。

定員は各コースとも60人(1社2人まで)。

受講料は別途、テキスト代が必要。

なお、講習会は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、定員を制限し、会場ではマスクを着用する必要がある。また、当日は体温測定や体調の事前確認を行い、具合の悪い者、過去2週間以内に発熱や感冒症状を発生した者などは受講できない。

受講申し込みは1月20日午後5時まで(先着順、定員に達し次第、受付終了)。申し込みは、東ト協ホームページ「申込フォーム」で。

▽問い合わせ先 東ト協業務部交通・環境G(03・3359・3618)

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

災害時の協力協定を強化 平常時からサポート拡充

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

東ト協 練馬支部

東ト協練馬支部(佐久間恒好支部長は、練馬区との「災害時における物流業務等の協力に関する協定」(令和4年7月改定)に基づき、今年1月から備蓄物資の再配備作業を行っている。

作業開始に伴い、昨年12月21日、練馬区役所で協定締結式が行われ、佐久間支部長と同区の枚田朋久危機管理室長が協定書を取り交わす。

慶 春

新年を迎え、謹んで会員皆様の
ご繁栄をお祈り申し上げます

二〇二三年 元旦

関東交通共済協同組合

理事 長 千原 武美

副理事 長 橋場 之廣

村山 正治

江森 東

田中 敏之

竹ノ内 實

宇都宮 寛

藤田 義治

石川 夕伎夫

石塚 安民

坂本 幸晴

西山 勉

原 邦昭

小塚 正和

黒田 昌浩

吉原 善尚

他役職員一同

専務理事

常務理事

本年も、
関東交通共済協同組合をお引き立ての程、
よろしく願い申し上げます。

子供が描く

安全・環境・働く・未来のトラック集合

佳作



本間 裕翔さん (中央区立泰明小学校)



中山 実来さん (中央区立明石小学校)



桑原 慧人さん (中央区立城東小学校)



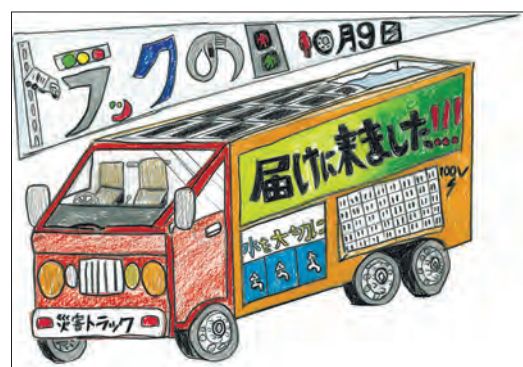
橋村 篤人さん (国立東京学芸大学附属大泉小学校)



乃木 智史さん (荒川区立汐入小学校)



中島 陽生さん (国分寺市立第十小学校)



山本 葵月さん (荒川区立第三日暮里小学校)



遠藤 佳歩さん (足立区立保木間小学校)



宮部 沙羅さん (新宿区立鶴巻小学校)



滝井 唯月さん (八王子市立小宮小学校)

東ト協会長感謝状

足立区立鹿浜五色桜小学校

葛飾区立白鳥小学校

荒川区立第二峡田小学校

北区立柳田小学校

コンテストの表彰式は令和4年12月18日に開催し、入賞児童20人にそれぞれ賞状と副賞(図書カード)を贈呈しました。このほか、応募児童全員にお礼状と参加賞の「アートセット」をプレゼントしました。

各入賞作品は、協会ホームページ「みんなのトラックアカデミー・トラック美術館」に掲載しています。今後は、東京都トラック総合会館1階ロビーに作品を展示するほか、会館1階のショーウィンドのデジタルサイネージで作品の映像を上映し、より多くの都民に作品を紹介します。

なお、東ト協では5年度もコンテストを開催する予定です。多くの児童の皆さんからの応募をお待ちしています。



伊藤 鈴真さん (調布市立滝坂小学校)



鳴尾 咲良さん (港区立白金の丘小学校)



石鍋 綾乃さん (足立区立足立小学校)

令和4年度

「トラックの日」児童絵画作品コンテスト

東ト協



村上 絢進さん (中央区立京橋築地小学校)

最優秀賞 《東京運輸支局長賞》

東京都トラック協会(浅井隆会長)は業界への理解促進を図るため、広報事業の一環として毎年、都内の小学生を対象に10月9日「トラックの日」児童絵画作品コンテストを行っています。令和4年度のコンテストには、456点の応募があり、厳正な審査の結果、最優秀賞(東京運輸支局長賞)、優秀賞(東ト協会長賞、広報・情報委員長賞、運輸安全委員長賞、II低・中・高学年の部各3点合計9点、佳作10点の各賞、また、学校単位で多く応募があった小学校に東ト協会長感謝状の贈呈を決定しました。

優秀賞 《運輸安全委員長賞》



中捨 希兜さん (中央区立日本橋小学校)



眞砂 名月さん (青梅市立第一小学校)



網野 竣太さん (荒川区立第五峡田小学校)

優秀賞 《広報・情報委員長賞》



網野 太人さん (荒川区立第五峡田小学校)



稲葉 毅さん (中央区立日本橋小学校)



秋元 心花さん (江戸川区立大杉東小学校)

優秀賞 《東京都トラック協会会長賞》

運輸 点描

2023(令和5)年が始まった。トラック運送業界にとって、どんな1年になるのか。かつてなくトラック運送業界への社会的な関心が高まる年になろう。マスコミも「2024年問題」を取り上げ、多くの人たちがこの問題を知るようになる。さらに、荷主の物流担当者など物流に関わりのある人たちには改正「改善基準告示」も意識されるようになる。一方、トラック運送事業者にとっては、事業の存続がかかる勝負の1年になるだろう。

トラック運送業界への 社会的関心が高まる年

いよいよ今年4月から、月60時間を超える時間外労働(残業)には、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。それだけでも、多くの事業者にとっては人件費の増加になる。この「2023年問題」は運送事業者にとって大きな課題だが、業界外の人たちの関心にはならないだろう。というのは、一般的には、すでに残業時間上限は年720時間になっているからだ。一般則では月平均の残業時間上限は60時間で、これを超える残業には1.5倍の割増賃金が支払われるのが当然だからである。

逆にいえば、トラック運送業界は、他産業からすると「普通ではない」わけで、このことを認識することが重要だろう。運送業界でも、「2023年問題」は「2024年問題」と比べ、あまり話題になっていない。その理由は「見做し残業代」を含めた金額の賃金を定額で支払っていたり、実質的な残業代を「諸手当」名目で支払っているケースが多いからだ。東京都トラック協会の会員事業者とは状況が異なるが、長距離輸送が主体の地方の事業者の中には、「長距離手当」として実質的な残業代を支払っているケースもある。

間近に迫る「2024年問題」 事業存続がかかった正念場に

これら「見做し残業代」や「諸手当」「長距離手当」などは、「残業代を計算したよりも金額が多くな

っている」ため、「2023年問題」はさほど難しくない、という事業者が少なくない。

だが、「2024年問題」はそうはいかない。年間の残業時間上限が罰則付きで960時間になる。これをクリアできない事業者が多いのが実態だろう。

また、生産性の向上が伴わなければ、「2024年問題」をクリアするには、それだけ多くのドライバーが必要になる。そのため、人件費の増加は当然だが、それ以前にドライバーの確保自体が難問という現実がある。

これら「見做し残業代」や「諸手当」「長距離手当」などは、「残業代を計算したよりも金額が多くな

が運べなくなってしまう可能性があるからだ。このように、今年は荷主にしても「2024年問題」が大きな関心になってくる。また「運賃」が低下する可能性に

いては、マスコミでも注目し、報道する機会が増える。これをクリアできない事業者が多数に

なる。これをクリアできない事業者が多いのが実態だろう。また、生産性の向上が伴わなければ、「2024年問題」をクリアするには、それだけ多くのドライバーが必要になる。そのため、人件費の増加は当然だが、それ以前にドライバーの確保自体が難問という現実がある。

これら「見做し残業代」や「諸手当」「長距離手当」などは、「残業代を計算したよりも金額が多くな

が運べなくなってしまう可能性があるからだ。このように、今年は荷主にしても「2024年問題」が大きな関心になってくる。また「運賃」が低下する可能性に

いては、マスコミでも注目し、報道する機会が増える。これをクリアできない事業者が多数に

公正取引委員会と中小企業庁が発表した「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく法遵守状況の自己点検結果報告書」によれば、道路貨物運送業は下請法違反行為がいずれの項目でも多い。荷主や元請事業者への働きかけに努力しないなど、「2024年問題」や改正「改善基準告示」を乗り越えられない。多くの事業者にとって、事業存続をかけた勝負の1年ともいえる。

(物流ジャーナリスト 森田寛士夫)

「改善基準告示」を改正 長時間是正へ対策チーム



厚生労働省は令和4年12月23日、改正「改善基準告示」(自動車運送者の労働時間等の改善のための基準)を公布するとともに、トラック運送者の長時間労働是正に向けて「荷主特別対策チーム」を編成した。

「改善基準告示」は、自動車運送業務に対する時間外労働(残業)上限規制(年960時間以内)適用に対応するため、現行基準を見直し改正したもので、上限規制とともに6年4月1日から適用

される。

主な改正内容(カッコ内は現行規定)は、①1年の拘束時間/原則3300時間、最大3400時間(3516時間)、②1か月の拘束時間/原則284時間、最大310時間、原則293時間、最大320時間、③1日の休息期間/継続11時

間を基本とし、継続9時間(継続8時間)。

厚生労働省はこれに伴い、各都道府県労働局に、発着荷主などに対し、長時間労働是正に関する要請や働きかけを行うことを目的に「荷主特別対策チーム」を編成した。

トラック運送者は他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、「過労死等」の支給決定件数が最も多い業種であるため、働き方改革を一層推進する必要がある。しかし、長時間労働の要因には取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なことから、対策チームを設置し、改善

に取り組むことにした。対策チームは、新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運送者の労働条件の確保・改善に知見のある各労働局・労働基準監督署のメンバーで編成。

具体的には、各労働局が発着荷主などに対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運送者が遵守できるよう協力すること――などを要請。

また、各労働局のメンバーが労基署からの要請事項に対し、発着荷主などが積極的に取り組め

長い荷待ち情報 HPに収集窓口

さらに、厚生労働省はホームページに、「長時間の荷待ち情報メール窓口」(二次元コード別掲)を新設。長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事業者などの情報を収集し、その情報を基に労基署が要請などを行う。



アクセス用
2次元コード

「価格交渉促進月間」 フォローアップ結果

中小企業庁は、令和4年9月実施の「価格交渉促進月間フォローアップ調査」結果をまとめた。それによると、全般的に転嫁状況は好転しているものの、トラック運送業の転嫁率は2割にも届かず、受注側中小企業の業種別で最も低く、依然として厳しい状況にある。

価格交渉促進月間の取り組み成果について、アンケート調査と下請Gメーンによるヒアリング調査を行い、その結果をまと

めたもので、今回から価格転嫁率を公表した。直近6か月における価格交渉の状況は、「話し合いに応じてもらえた」との回答割合が58.4%と最も多いが、一方で「全く交渉できていない」との回答が、一方的な減額の申し入れなどを含めて13.9%と1割強ある。こうした中で、価格転嫁率(コスト全体)は46.9%と、昨年3月の同月間(41.7%)調査時よりやや上昇しており、好転の方向にある。

転嫁割合として「9割、8割、7割」との回答が

18.2%と最も多く、次いで「10割」と「3割、2割、1割」が各17.4%だった。一方で「0割」が16.3%、「マイナス」が3.9%あり、合わせて「全く価格転嫁できていない」が20.2と約2割あった。

転嫁状況をコスト要素別にみると、原材料費の下と低く、価格転嫁ランキングで最下位。最も転嫁率が高いのは卸売の64.6%で、トラック運送業はその3分の1以下にすぎない。

トラック運送業の転嫁状況をコスト要素別にみると、原材料費の下と低く、価格転嫁ランキングで最下位。最も転嫁率が高いのは卸売の64.6%で、トラック運送業はその3分の1以下にすぎない。

トラック運送業の転嫁率 2割以下と業種別最下位

状況はコスト要素別にみると、原材料費の下と低く、価格転嫁ランキングで最下位。最も転嫁率が高いのは卸売の64.6%で、トラック運送業はその3分の1以下にすぎない。

国税庁 HP インボイス制度導入へ 特設サイトで情報提供

国税庁は今年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」が導入されることに伴い、ホームページ(HP)特設サイトで、同制度に関する各種情報を提供している。

特設サイトでは制度の概要やQ&A、取扱通達、申請手続きなどあわせて、これまでにを行った

ウエートが大きい労務費の転嫁率が15.4%と低い上、原材料費は13.1%とさらに低い。また、エネルギーコストも20.5%にとどまっている。

一方、発注側企業の立場では、トラック運送業の転嫁率は20.6%と最も低い。つまり、受注側企業の立場では価格転嫁が難しい状況にあり、発注側としても下請などに対して、価格転嫁に応じていないところが多い。

矢崎の
デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの
映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

YAZAKI

矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当・青木)

高島平 03-6906-5960 (担当・磯田)

ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>

E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

トラック運送業

労働管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和（社会保険労務士）

明けましておめでとございます。本年もよろしく願います。今年一年が、皆様にとつてより良い年となるようお祈りいたします。

今年も、皆様の経営管理・労働管理などの改善・整備に対し、できるだけ的確な情報を提供することができるよう一層努力する所存ですので、引き続き、よろしく願います。

さて、今年と来年にかけて、トラック運送業にとつて大きな影響を及ぼす、人事労務管理関連の法改正が予定されています。具体的には次の通りです。

(1)中小企業に対する割増賃金率の適用猶予措置の廃止(今年4月1日)

中小企業に対する猶予措置が廃止され、月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率を50%以上にしなければならなくなります。所定労働時間が法定労働時間より短く設定されている場合は、所定労働時間を超える時間外労働が60時間を超えても、法定労働時間以下部分については、割増率を引き上げる必要はありません。法定労働時間を基準として、労働時間管理を行うようにしてください。

また、月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日(1週1日または4週4日の休日)に行つた労働時間は含まれません。法定休日労働の割増率は35%以上となりますが、それ以外の休日所定休日)に行つた労働時間は月60時間に含まれることとなります。

このことを明確にするため、就業規則で法定休日が明確にされていない場合は、この機会に法定休日について明記するようになしてください。

割増率引き上げの対象となるのは、今年4月1日以降の労働時間となりますので、対象となる労働時間が発生している企業においては、運賃の値上げなどコストアップ分を吸収するために早急な対応が必要となります。

(2)賃金のデジタルマネーでの支払いの解禁(今年4月1日)

現在の労働基準法では、賃金は原則として現金払い、本人の同意を得た場合には銀行または証券総合口座への振り込みが行えることになっていますが、今回の改正により、労働者が指定する資

金移動業者(△△ペイなどのスマートフォン決済アプリ口座)を、賃金の支払先として選択できるようになります。

なお、資金移動業者を利用した賃金の支払いは、労使協定を締結した上で、労働者が希望して同意した場合に限られます。また、会社が資金移動業者を賃金の支払先として設定する場合にも、銀行口座や証券総合口座への支払いの選択肢も併せて提示しなければならず、現金化できないポイントや暗号資産(仮想通貨)での支払いは認められません。

日以降の労働時間となりますので、対象となる労働時間が発生している企業においては、運賃の値上げなどコストアップ分を吸収するために早急な対応が必要となります。

(3)インボイス制度の開始(今年10月1日)

人事労務関連ではありますが、今年10月1日から、インボイス制度(適格請求書保存方式)が開

金移動業者(△△ペイなどのスマートフォン決済アプリ口座)を、賃金の支払先として選択できるようになります。

なお、資金移動業者を利用した賃金の支払いは、労使協定を締結した上で、労働者が希望して同意した場合に限られます。また、会社が資金移動業者を賃金の支払先として設定する場合にも、銀行口座や証券総合口座への支払いの選択肢も併せて提示しなければならず、現金化できないポイントや暗号資産(仮想通貨)での支払いは認められません。

日以降の労働時間となりますので、対象となる労働時間が発生している企業においては、運賃の値上げなどコストアップ分を吸収するために早急な対応が必要となります。

(2)賃金のデジタルマネーでの支払いの解禁(今年4月1日)

現在の労働基準法では、賃金は原則として現金払い、本人の同意を得た場合には銀行または証券総合口座への振り込みが行えることになっていますが、今回の改正により、労働者が指定する資

金移動業者(△△ペイなどのスマートフォン決済アプリ口座)を、賃金の支払先として選択できるようになります。

なお、資金移動業者を利用した賃金の支払いは、労使協定を締結した上で、労働者が希望して同意した場合に限られます。また、会社が資金移動業者を賃金の支払先として設定する場合にも、銀行口座や証券総合口座への支払いの選択肢も併せて提示しなければならず、現金化できないポイントや暗号資産(仮想通貨)での支払いは認められません。

日以降の労働時間となりますので、対象となる労働時間が発生している企業においては、運賃の値上げなどコストアップ分を吸収するために早急な対応が必要となります。

(3)インボイス制度の開始(今年10月1日)

人事労務関連ではありますが、今年10月1日から、インボイス制度(適格請求書保存方式)が開

(4)「2024年問題」への対応

来々2024年4月1日から、ドライバーに対する労基法の労働時間上限規制(年間960時間の適用、および改正「改善基準告示」への対応が必要となります。この準備を行うことも大きな課題となります。

このうち、改正「改善基準告示」の主なポイントは、次の通りです。

①1年、1か月の拘束時間

拘束時間の上限が年間3300時間、1か月284時間となります。注意すべき点としては、1か月の拘束時間は現行の293時間と比べて9時間の短縮となりますが、毎月284時間を超えること、年間累計では3408時間となつてしまひ、年間の限度時間を超過してしまふことです。

月平均で考えた場合は275時間となりますので、現行と比べて18時間の短縮となります。これに対応するためには、年間休日(9日程度増加させる)が必要となります。

なお、労使協定を締結すると、1年のうち6か月までは、年間の拘束時間が3400時間を超えない範囲内で、月間310時間まで延長することが可能です。

労使協定を締結した場合の延長時間の例外は、現行より月間10時間の短縮となります。ただ、現行は例外によつても年間の総拘束時間は不変となつていたので、改正後は年間の拘束時間を100時間延長し、月平均約283時間とすることになるため、当面、原則通りの対応が困難な場合は、労使協定締結による例外で対応するようにしてください。

②1日の拘束時間

上限が15時間以内、14時間超は週2回までが目安となります。いずれも、拘束時間が現行より1時間の短縮となります。

③1日の休息期間

継続11時間以上を与えよう努めることを基本とし、9時間を下回らないようにしなければなりません。拘束時間の上限が1時間短縮され、休息期間の下限が1時間延長されることとなります。

前記に対応するため、運行計画などの見直しのほか、労働時間および拘束時間の管理徹底、時間短縮が、賃金低下とならないようなドライバーの賃金制度の見直しなども含め、就業規則・賃金規程などの諸規程の変更も必要になってくるものと考えられます。

こうした改正に伴い、対応が必要な事項に関して、今後できるだけ役立つ情報提供ができるよう努めていきたいと考えています。

労使協定を締結した場合の延長時間の例外は、現行より月間10時間の短縮となります。ただ、現行は例外によつても年間の総拘束時間は不変となつていたので、改正後は年間の拘束時間を100時間延長し、月平均約283時間とすることになるため、当面、原則通りの対応が困難な場合は、労使協定締結による例外で対応するようにしてください。

②1日の拘束時間

上限が15時間以内、14時間超は週2回までが目安となります。いずれも、拘束時間が現行より1時間の短縮となります。

③1日の休息期間

継続11時間以上を与えよう努めることを基本とし、9時間を下回らないようにしなければなりません。拘束時間の上限が1時間短縮され、休息期間の下限が1時間延長されることとなります。

前記に対応するため、運行計画などの見直しのほか、労働時間および拘束時間の管理徹底、時間短縮が、賃金低下とならないようなドライバーの賃金制度の見直しなども含め、就業規則・賃金規程などの諸規程の変更も必要になってくるものと考えられます。

国交省 5年度予算案 自動車局関係

産・経連 トラックなど電動化促進
環境・省エネ 電気・燃料電池車に補助

政府の令和5年度予算案によると、国土交通省自動車局関係では4年度第2次補正予算とあわせ、脱炭素社会の実現に向けた自動車分野のグリーンランスフォーメーション(GX)、持続可能な自動車運送事業などの確立に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)や働き方改革の推進などを重点に施策を実施する(カッコ内は予算額)。

自動車分野のGX推進では環境省・経済産業省との連携事業として、普及初期の導入加速を支援するため、新たに商用車

の電動化促進事業(135億9900万円)を実施し、電気・燃料電池トラックなどに補助。また、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(5億円)を行い、ハイブリッド・天然ガストラックなどの導入や充電設備に補助する(いずれも環境省予定で計上)。

このほか、産学官の連携により、高効率次世代大型車開発促進事業(5億1700万円)を実施し、電動化など



働き方改革へDX普及

「優越的地位の濫用」緊急調査結果

公正取引委員会は令和4年12月27日、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」結果を発表し、個別調査の結果、明示的に協議を行わず従来通り価格を据え置く行為が、多数の取引先で確認された13社の事業者名を公表した。公取委は、独禁法上の「優越的地位の濫用」に該当する1つに該当するおそれがある2つの

「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある2つの

「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある2つの

「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある2つの

運行管理者試験テキスト

【貨物編】
過去の問題の解説と
実践模擬問題

【出題範囲の要点と実践模擬問題30問付】
定価 2,640円(税込)

令和4年版
(7月刊行) 自動車六法
定価 7,700円(税込)

株式会社 輸送文研社(柏林書房)
TEL03-3861-0291 FAX03-3861-0295

DXの普及促進を図る。このほか、自動車登録検査関係手続きのデジタル化(29億6000万円)を推進し、申請者などの利便向上を図る。

また、自動車運送事業の安全対策の一環として、過労運転防止のための先進機器(遠隔点呼・

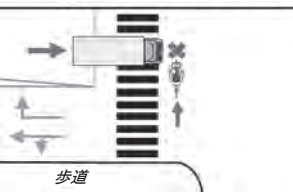
前が拳がった発注者で、かつ多数の取引先で前記①に該当する行為が確認された13社の事業者名を公表した。このうち、トラック運送など物流企業

申し入れがないことなどを理由に、発注者が積極的な協議の場を設けず、取引価格が据え置かれていた発注者が一定数あった。

こうした結果を踏まえ、これら行為が認められた発注者4030社に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。

また、値上げ要請の有無にかかわらず取引価格が据え置かれ、事業活動への影響が大きいとして、受注者から多くの名

○横断歩道での歩行者等の優先を徹底する。また、その際一時停止をした場合、再発進するときは別の歩行者や自転車が死角から来ていないか再度左右を目視で確認したうえで進行すること。

日時	令和4年12月16日(金) 12時43分頃発生(晴天)
場所	北区内(旧岩槻街道)
当事者	①自転車(女性40代死亡)×②事業用準中型貨物車(男性50代) 死者は過失の割合を示すものではありません
状況	北区赤羽 歩道 至 赤羽交差点  至 赤羽並木通り 歩道
概要	事業用準中型貨物車が旧岩槻街道を赤羽並木通り方面から赤羽交差点方面に進行中、信号機の無い横断歩道手前で一旦停止して歩行者が横断後に発進したところ、右方から左方に進行してきた自転車と衝突したものの、

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページでPDFデータも掲載しています

トラック事故速報 死亡事故



「日本の酒情報館」



「日本の酒情報館」

さて、正月と言え、美酒が欠かせない。何より祝い事には酒が付き物である。とりわけ、日本酒は風土に根付き、全国各地に蔵元が位置する。仕事柄、地方に出向くと、その地で一番飲まれていた地酒を出してもらうようにしている。価格の格差は別にして、その酒こそが地域の銘

芳醇さ味わいつつ



500円で5種の地酒が楽しめる

一方、中国より、お屠蘇が伝わったのは平安時代とされており、江戸時代になるとさらに広がりを見せた。次第に、一般庶民の正月行事として定着した。屠蘇散と呼ばれる山椒や八角など、いくつかの生薬(スパイス)を配合したもの、日本酒やみりんに漬けた薬酒のことである。

1月31日まで、今年1年の無病息災を願

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた新たな楽しみ方を堪能できる「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラムマサラ)が各300円で味わえる。さまざまな酒をペアリングしながら、1年の計を立てるのもいい。

ただし、飲酒してハンドルを握るのは「厳禁」。休日にゆつくり、芳醇な味わいを楽しみたい。

新年には銘酒が似合う

2023(令和5)年の幕開け。今年は卯年である。十二支と言え、動物を当てられるが、干支はこれと十干で構成される。十干と十二支の組み合わせが本来の「干支」で、十二支が毎年、順番に変わるように干支も変わる。

ちなみに、自分が生まれた干支と同じ年になるのは、生後か

酒であることを確定する、正しい選択だと自負する。東京・西新橋1丁目の日本酒造虎ノ門ビル1階に位置する「日本の酒情報館」は、全国1700種(日本酒、本格焼酎、泡盛、本みりん)のメーカーで組織する団体が企画・運営するスポット。日本酒の魅力とトレンドを発信している。販売はもとより、地域の地酒が味わえる。

1年の計を立てる

ここでは、各地から選ばれた5種の地酒が500円で試飲できる。試しに、出羽桜(吟醸、山形県)、麒麟山(淡麗辛口、新潟県)、蓬萊泉(芳醇甘口、愛知県)、惣誉(生酛純米、栃木県)、木戸泉(純米5年熟成、千葉県)を味わってみたい。

また、情報館では杯やグッズ、新年にふさしい

干支ラベルの手頃なカップ酒もあり、ちよつと

した土産にするのもよし。

蘇が伝わったのは平安

時代とされており、江

戸時代になるとさらに

広がりを見せた。次第

に、一般庶民の正月行

事として定着した。屠

蘇散と呼ばれる山椒や

八角など、いくつかの

生薬(スパイス)を配合

したもの、日本酒や

みりんに漬けた薬酒の

ことである。

1月31日まで、今年

1年の無病息災を願

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳

う、日本酒とスパイスを用いた

新たな楽しみ方を堪能できる

「ネオお屠蘇」(クローブ/ガラ

ムマサラ)が各300円で味わ

える。さまざまな酒をペアリン

グしながら、1年の計を立てる

のもいい。

ただし、飲酒してハンドルを

握るのは「厳禁」。休日にゆつ

くり、芳醇な味わいを楽しみた

い。

(写真・文)竜崎来佳